

ワーカーズ・コレクティブ共済だより

2014年9月号 No.12

発行 ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

発行日 2014年9月

<9/1 現在加入総数 2,566名>

発行責任 島田 純子

がんばるワーカーズメンバーの味方

ワーカーズ・コレクティブ共済



9月に入りまだ暑さが続いています、朝晩には秋の気配が感じられる今日この頃です。

ワーカーズ・コレクティブ共済の説明のために様々なワーカーズにお邪魔していますが、メンバーの皆さんの「元気パワー」をいただき戻る日々です。

年齢を忘れて（笑）活動・事業に従事しているワーカーズメンバーもケガや病気を全く避けて通ることはできません。申請が出されるたびに、「こんな病気があるのか。」「こういうケガをしてしまうのか。」という驚きの連続です！！

絶対避けては通れない不測の事態に備えることは、個人でも団体でも必要不可欠ですが、保障を手厚くすればするほど保険料も当然出ていきます。そこで必要なのが、**保障の考え方**です。「どこまで保障されていけば安心か？公的保障の範囲は？実際に使う立場になったらどうなの？」など、限りある資金を上手に使って不測の事態に備えることが重要です。ワーカーズ共済は、「**がんばるワーカーズメンバー**」の味方です。

（今月のマダムまちゃこもご覧ください）

代表取締役 島田 純子



頼りになる共済



2014年8月より、ワーカーズメンバー9人でW.Co共済に加入しました。

学童保育を始めて13年目の私たちは、1年生から6年生の子供たちと毎日楽しく過ごしています。とはいえ背中の上に子供を乗せたり、おんぶしたり走り回ったり文字通り体を張っての（笑）お仕事です。

そのため大怪我にはならなくとも、首や腰を痛めたりすることもよくあります。何かあった時は風っ子で子供の治療費は負担するものの、私たちには特に何の保障もありませんでした。その後、事業開始届を出したとき労災保険には入りましたが、常勤には有給などがあるのに、非常勤には病気で休んだ時などは何の保障もありません。W.Co共済にはそうした場合の保障があるので、非常勤にとっては強い味方です。また神奈川W.Co連合会の独自企画・福利厚生健診補助があるのも助かりますし、行事補助も魅力でした。1年に一度新年会などを催していますが、これを機会にメンバー同士の親睦をさらにはかれたらと思っています。

掛け金は風っ子で全額負担しています。何よりワーカーズの働き方に沿って作られた共済です。とても頼りにしています。

学童保育ワーカーズ・コレクティブ風っ子 mam

代表 森 恵子



事例紹介



仕事中のけが 1

自転車で・・・

自転車で通勤途中、左折したら、4人並んで歩いている高校生の後ろからきた自転車と接触し、右膝を打撲した（家事介護）64歳
通院 1日
共済金 2千円



仕事中のけが 2

自転車で雨の日に・・・

雨天に自転車で利用者宅に向かう途中、車道から歩道に移るときスリップし転倒、左膝を骨折した（デイサービス）68歳
通院 19日
休業 41日
共済金 約14万円



仕事中のけが 3

雨で滑り・・・

雨天に配達中、急坂の砂利道で滑り転倒し、尻、腰、右肘を強打し、右上腕骨を骨折した（生協まちづくり）46歳
通院 49日
休業 41日
共済金 約20万円



仕事以外のけが

旅行中、トイレに行くため急いで道路を渡って転倒し、口、両手首を打撲した（家事介護）65歳
休業 8日 共済金 約2万3千円

病気休業

- ①座骨神経痛のため休業 46日 70歳
- ②白内障のため休業 6日 79歳
- ③甲状腺髄様癌のため休業 12日 37歳
- ④右眼硝子体出血のため休業 10日 63歳
- ⑤膀胱腫瘍のため休業 18日 61歳
- ⑥全身性エリテマトーデスのため休業 60日 47歳



マダムまちゃこのご存じですか？

その2 「高額療養費制度の見直し」

高額療養費制度は、医療費の自己負担額が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設けたものです。現在3段階の分類から平成27年1月1日より70歳未満の方は以下のように5段階に細分化されることになります。

《見直し後》

年収約 1,160万円以上 （標準報酬月額：83万円以上）	252,600円＋ （医療費－842,000円）×1%
年収約 770万円～約 1,160万円以上 （標準報酬月額：53万～79万円）	167,400円＋ （医療費－558,000円）×1%
年収約 370万円～約 770万円 （標準報酬月額：28万～50万円）	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1%
年収約 370万円以下 （標準報酬月額：26万円以下）	57,600円
低所得者（住民税非課税）	35,400円

* 高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間（直近12ヵ月間）で3月以上あったときは、4月目（4回目）から自己負担限度額がさらに引き下げられます。